

農家民宿に取り組む農家を募集しています

飯島町営農センター

農家民宿は、日常的に行っている農作業を多くの方に体験してもらい、いつもの食事を体験者と一緒に調理し、いつもの生活を共に送っていただき、農家の暮らしの中で日々感じる「発見」「感動」「喜び」「幸せ」を伝えていただくことが大切です。

また、農家の皆様の所得向上を目的としていますが、多くの方に飯島町の良さを知ってもらう機会となります。



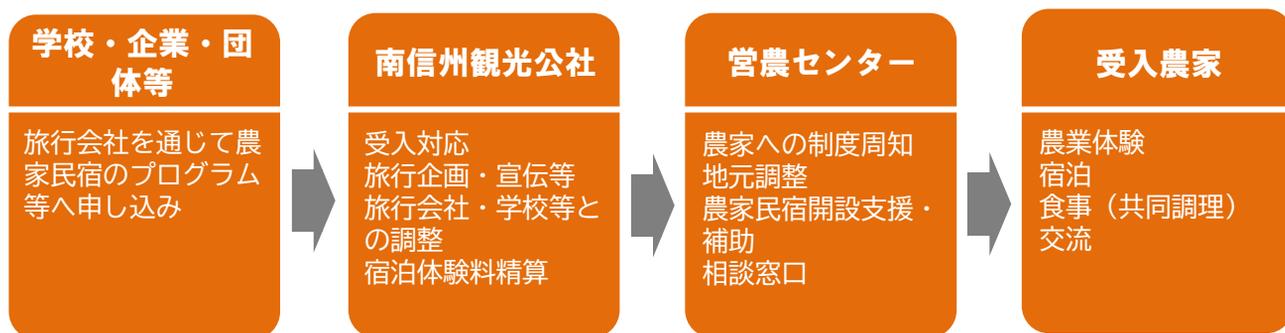
●応募資格

- ・町内在住の農家（農地を所有している方）

●農家民宿の開設について

- ①旅館業法（簡易宿所）の許可、消防法適合消防用設備等検査が必要となります。
 - ・旅館業経営許可申請手数料（23,000円）がかかります。
- ②農家民宿は、施設を衛生的に管理し、体験できる農作業があれば、基本的には体験者が泊まれる部屋が1つ、寝具、トイレ、洗面所があれば行えます。
 - ・受け入れる人数によっては、自宅の改修が必要となります（町補助有り）。なお、宿泊面積により宿泊定員が決まります。

●受け入れの役割



●宿泊体験料参考例

【価格設定】宿泊：5,300円/人 体験：1,600円/回/人

【試算】1泊+2体験で3名を受け入れた場合、
8,500円/人×3人=25,500円で、

1回3人受け入れると、25,500円の収入となります。

●補助金について（飯島町農家民宿開設等促進事業補助金）

町では農家民宿を行う農業者に対して、旅館業法の許申請手数料及び農家民宿を営業するために必要な施設の改修等の費用を補助します。

メニュー	内容
農家民宿開設事業	<p>【補助対象経費】 旅館業法の許可申請手数料</p> <p>【補助率】 補助対象経費の1/2以内</p>
農家民宿施設改修事業	<p>【補助対象経費】 農家民宿を営業するために必要な施設の改修等に要する費用で、次に掲げるもの</p> <p>①客室、風呂、トイレ及び台所の改修費</p> <p>②その他必要な施設の改修及び設備等の整備に係る費用で、町長が適当と認める費用（什器、備品、アメニティ等は対象としない）</p> <p>【補助率・限度額】 補助対象経費の1/2以内 上限は50万円</p>

※注意事項

コロナ禍の影響で事業実施が長期間できなかった事により、予算枠を常設していませんので、農家民宿実施希望者と相談させていただく中で、適宜補正予算措置を行う予定です。ご了承ください。

お問い合わせ先

飯島町役場産業振興課 農政係
（営農センター事務局）

電話：0265-86-3111

mail：sangyousinkou@town.iijima.lg.jp